

平成17年度第4回定例会  
町田市教育委員会会議録

1、開催日	平成17年（2005年）7月1日	
2、開催場所	第三、第四会議室	
3、出席委員	委員長	富川 快雄
	委員	名取 紀美江
	委員	井関 孝善
	委員	岡田 英子
	教育長	山田 雄三
4、署名委員	委員長	
	委員	
5、出席事務局職員	学校教育部長	安藤 源照
	生涯学習部長	五十嵐 隆
	学校教育部参事（兼）	畑 久男
	教育総務課長	
	教育総務課管理主幹	飯島 博昭
	施設課長	井上 正一
	施設課主幹	金子 敬
	施設課主幹	河原 昭夫
	学務課長	牧田 惠次
	指導課長	梅原 哲
	指導課教育センター担当課長	田原 克人
	指導課副参事	坂本 修一
	指導主事	澤井 陽介
	社会教育課長	天野 三男
	社会教育課市民大学担当課長	砂田 勉
	社会教育課管理主幹	市川 修
	スポーツ課長	荒木 純生

図書館長	手嶋孝典
博物館副館長	畠山豊
博物館主幹	松本司
公民館長	阿部君子
ひなた村所長	岡本春夫
大地沢青少年センター所長	深澤泉
国際版画美術館副館長	園部芳祐
国際版画美術館主幹	河野實
書記	砂川聡
書記	堀場典子
速記士	波多野夏香（澤速記事務所）

## 6、提出議案及び結果

議案第22号	町田市教育委員会文書管理規程の制定について	原案可決
議案第23号	感謝状の贈呈について	同意
議案第24号	町田市立博物館運営委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについて	同意
議案第25号	町田市青少年施設ひなた村条例施行規則の一部を改正する規則について	原案可決
議案第26号	町田市大地沢青少年センター運営委員会委員の委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
議案第27号	教育委員会職員の7月1日付け人事異動の臨時専決処理に関し承認を求めることについて	承認
請願第12号	公民教科書採択に関する請願	不採択
請願第13号	中学校教科書採択に関する請願	不採択
請願第14号	中学生用教科書採択についての請願	不採択

7、傍聴者数 18名（意見陳述人1名を含む）

## 8、議事の概要

午前10時開会

委員長 ただいまより第4回定例教育委員会を開会いたします。

本日の署名委員は井関孝善委員です。

議案第27号につきましては、報告事項終了後、一たん休憩に入り、非公開で審議をしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 では、その際には、関係者だけお残りいただきたいと思います。

それでは、日程第1、月間活動報告に入ります。

教育長から説明をお願いいたします。

教育長 それでは、6月1日、定例教育委員会以降の主な活動状況についてご説明を申し上げます。

6月につきましては、ご存じのとおり、市議会が開かれました。一般質問、質疑等については省略をさせていただきます。あと、文教生活常任委員会の関係については両部長の方から概略のご説明をさせていただきます。

それでは、活動状況の表をごらんいただきたいと思います。主なものですが、6月4日に町田市表彰式がございました。これは議会で同意をいただいた表彰で、自治功労者16名、一般表彰34名の方に市長の方から感謝状が贈呈をされました。

次に、11日に大地沢青少年センター運営委員会が開かれました。新しい委員さんのもとに開かれた第1回目です。当日は、夏に行われます大地沢夏まつり、こういうふうなものについて議論をいたしました。

続きまして、22日ですが、東京都の管理主事訪問がございまして、小学校、中学校長会役員との懇談、あるいは小中学校それぞれ1校ずつを訪問いたしまして、管理主事が現場視察をいたしました。戻りまして、若干の意見交換をしたところです。

それから、30日が文化財保護審議会、これも任期満了に伴う新しい委員さんの第1回目ということで、昨日行われました。昨日につきましては、審議会の会長、副会長等の互選、事務局の方から今後の予定だとか、そういうものについて説明をさせていただきました。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

両部長から常任委員会のことについて。

生涯学習部長 それでは、文教生活常任委員会での質疑の内容について報告をさせ

ていただきます。

5月の定例教育委員会でも上程をさせていただきましたけれども、生涯学習部では、条例4本、体育施設条例の全部を改正する条例あるいは自然休暇村条例の全部を改正する条例、学校施設条例の一部を改正する条例、文化財保護条例の一部を改正する条例、この4本と予算について、6月定例会で審議をしていただきました。この結果、委員会では、体育施設条例の全部を改正する条例について1時間半ほど質疑が集中をしたというところがあります。これについては、本会議の中で質疑がなされたのは各条例の条項についての内容でありましたけれども、委員会の中では、指定管理者制度に移行するのに当たって、この指定の仕方、個々別々に行うのか、一括で行うのかというような質疑、あるいは指定管理で行うことに対して不安はないのかということの部分、あるいは指定管理者制度になると、その収入となる利用料金の取り扱いはどうなるのか、あるいは修繕等の取り扱い、大規模修繕と小規模修繕の取り扱いはどうなるのか。指定に当たって、評価のポイントはどこを評価のポイントとするのか、指定管理者を行うのにサービスの低下にならないか。あと、各種大会の優先使用につきまして、どのように扱われるのかというようなことが質疑の主なものでございました。

これにつきましては討論がありまして、指定管理に移行することは不安が残る。また、利益、収益優先になってしまうのではないかというふうに考えられる。また、補修の財源だとか利用者の意見の反映もされるのかどうか心配であるというような討論がなされまして、賛成多数で体育施設条例については可決をされました。

そのほかの条例については、全員で可決されているというところでもあります。

一般会計補正予算につきましては、計上しましたのは各施設の総合管理委託料等の契約差金が主なものでございますけれども、特に主だった質疑なく、これにつきましても賛成多数で可決をされているというところでもあります。

学校教育部長 学校教育部につきましては、契約案件1件、忠生中の関係の工事です。それから、予算、請願が2本ございました。それから行政報告を2本やっております。

まず、契約の関係ですけれども、忠生中学校校舎改造及び耐震補強工事請負契約であります。入札に応札した会社の件数であるとか、落札比率についての質問がありました。これについては可決ということになっております。

一般会計の補正予算の関係でありますけれども、中学校の職場体験、あるいは情報モラ

ル教育、その他補正を行いましたけれども、議論としては、職場体験の関係で授業のおく  
れが出るのかどうなのかとか、あるいは交通費の支給の仕方はどうするのかとか、ある  
は行ったところの個人情報、プライバシー等の対応をどう考えるのかというふうなこ  
とで、割に中学校の職場体験の関係の質問が多く出てきているということでありまし  
た。ほかに、情報モラル教育の関係での質問というようなことがございました。賛成多  
数で可決ということになっております。

それから、請願の関係でありますけれども、学校選択制を希望するバス通学生への「  
通学費補助金」対象拡大を求める請願というものが出されております。この内容とい  
うのは、通常、自分の学区に行っている場合には、バスの補助が出る場合につい  
ては学校選択を希望した場合でも、本来なら出る金額を上限として出してくれ  
たっていいじゃないか、こういう趣旨のものであります。ただ、これについては、  
金額の問題よりも制度そのものの根幹にかかわる部分があると。ほかの制度  
との均衡もあるということで、制度的にさまざまな問題があるんじゃないかとい  
うことで、その願意の妥当性についてのお答えをしているところ  
です。これについては継続審査ということになりました。

それから次に、同じく請願であります、学校教育環境の充実をはかる為の町田市立  
学校教職員車通勤禁止の見直しと制度整備に関する請願というものが出されて  
おります。これについては、ご案内のところだと思いますけれども、現在、原則  
車通勤禁止ということでありまして、その緩和をしてほしいという内容の請願  
でありました。これについては、都教委の方から、昭和47年に車通勤の規制の  
実施要領が出ておりますので、この考え方についてご説明をして、なかなか  
難しいというお話をさせていただきましたが、結果、採択という形になって  
おります。請願については、その願意に沿いたいということでの採択とい  
うことであります。

それから次に、行政報告でありますけれども、(仮)小山田東小学校新設につ  
いてということで報告をいたしました。今年度予算に計上しておりますけれども、  
設計については進めていこうということで報告をいたしました。ただ、開設  
については、従来考えているよりも1年おくれてしまうという状況につ  
いて説明をしたということでもあります。

もう1つ、議会の方にもお願いをしてきたという経緯もありますので、中  
学生職場体験事業について、その現状、状況を説明してきております。お  
かげさまをもちまして、これについてはほぼ、数の上では子どもの数を  
十分充足できるだけの数まで来ているところではありますが、この  
時点ではまだちょっと充足しておりませんでしたけれども、その状況

について説明しておりました。受け入れの業者はどんな者であるとか、1つの職場で最低何人からお願いをしているのかとか、障がい者の関係の対応だとか、さまざまご質問をいただきましたけれども、そのようなことで説明をしまいいっております。

議会関係は以上でございます。

委員長 ありがとうございます。両部長の補足は終わりました。各委員から、参加をされた事柄、あるいはただいま報告された事柄についての質疑を受けたいと思います。どうぞ。

井関委員 今の教育長のご報告の中で、22日に管理主事訪問というのがありますけれども、これは指摘とか課題みたいなものは何かあったんでしょうか。

教育長 東京都の管理主事訪問ですが、ちょっと先ほど説明が不十分だったんですが、東京都の職員課の副参事と管理主事2名、多摩教育事務所の指導課長1名、計4名でいらっしゃいました。これは毎年の恒例になっております。小中学校の校長会の役員との意見交換だとか、そういう場におきましては、この春の教職員の異動の関係ですとか、あるいはこれから行われます管理職選考、いわゆる校長、副校長だとか、A選考、B選考、それから主幹、そういうものがございまして、こういうものについて、特に主幹等の人材の発掘をお願いしたりだとか、あるいは教職員の服務事故の関係、そんなふうなものが話題になりました。

それから、小中学校1校ずつ行っておりますが、その場には校長が状況等について、管理主事が授業をお聞きしているいろいろアドバイスを受けたということと、戻ってこられての教育委員会との協議の中では、来年度退職する校長が小学校6名、中学校1名おりますし、あるいは休職中の校長もおられるということ、それから、日本人学校に行っている校長がまた戻るだとかということで、来春の管理職、校長、副校長の人事等について、町田市の教育委員会から現時点での要望だとか、そういうものをお話しさせていただきました。

名取委員 先ほど、車通勤について議会で採択されたということですがけれども、今後、どういった扱い方になるのでしょうか。

学校教育部長 都教委の要領がある限りは、原則これに従ってやっていくということにならざるを得ないということでありまして。ただ、委員会の中でも私もお話ししましたし、教育長もまた別の機会でも発言をされておりますが、やはり三多摩は三多摩の特性があるんじゃないかと。やはり区部と交通事情が違う部分もありますから、そういった点は

もちろん十分考慮しなきゃいけないということではありますが、やはりこの要領をつくったのは東京都でありますから、東京都に対しても一定の働きかけをしていくということも必要だろうというふうな話もしてまいりました。そのことを中心に据えながら、緩めるとかそういうことではなくて、現行でも個別対応しているわけですから、必要最小限の範囲の中での対応というのはあるわけですから、それはそういう立場での運用は引き続きしていくということで進めていきたいというふうに思っております。

井関委員 道徳授業地区公開のことについてですけれども、この月は道徳授業地区公開が非常に多くの学校で開催されて、私、今月は3校見ることができたんですけれども、今まで道徳の授業というと、資料を読んで解釈するだけで終わっている、そういう授業が大変多かったんですが、今度はこのプランが開始されてから5年過ぎて、先生方の経験が蓄積してきて、今回充実したなというふうにも実感しました。この評価は管轄する指導課の目とは違うかもしれませんが、全校が実施するようになった現在、上からの押しつけでなくて、各学校からの内なる事業として充実させていく時期になったんじゃないかなと思います。

授業の報告については省略するんですけれども、授業の後、講演とか、あるいは意見交換会を行う学校が多いんですけれども、このような会に参加する保護者は少ないのが残念で、1つは、小学校では授業の後に児童が下校するので、保護者が一緒に帰宅してしまうことがあるんですけれども、ある学校では、何時間か授業があるその途中にこのような会を設ける工夫をしています。それから、そういうとき、こういうことを知っているかどうかは知りませんが、保護者が講演を聞いている最中に先生方は授業をしているわけですので、その貴重な講演というのはビデオで収録しておいて、先生方は後で見るといったような試みもいいんじゃないかなと思います。

さらに、講演では、テーマとして、保護者向けで、家庭あるいは地域でどのようにすればいいかというようなものをだんだん各学校で取り上げられているなという傾向を感じました。授業中騒がしいのは児童生徒ではなくて、教室内外の保護者のおしゃべりというふうな指摘もありますので、当たっているなと思います。

あともう1つは、科学教育センターですけれども、4月23日に小学校の科学教育センターの開講式があって、86名の児童が参加しております。一方、6月25日には中学校の科学教育センターの開講式があったんですけれども、こちらはセンター員というような名前では呼んでいましたが、38名の生徒が参加しておりました。両センターについては何度かここ

でご報告したんですが、最近は大新聞でも民間の有料の科学実験教室のことが載るようなことになっていまして、町田でのこの制度は40年以上の歴史のあるものですので、ぜひPRをと、これは事務サイドにお願いしてきたんですけども、今回ミニコミ誌やケーブルテレビの取材もあるというようなことを聞いておりますので、これからもぜひそのような努力を続けてくださるよう、お願いします。また、自然科学観察コンクールなども幾つか募集がありますので、積極的な応募を促していただければいいなと期待しております。

岡田委員 今月、なるべくたくさん学校を訪問しようと思って幾つか行ってきたんですけども、その中で特に印象に残ったことを3点だけご報告いたします。

体育祭がありまして、体育祭のときにその学校の写真を シンボルツリーがあるんですけども、その写真を撮ったものを見せていただきまして、そのときに、こうしたきれいな写真を撮って、それが自分たちの学校であるということを再発見させるためにも、子どもたちにいいので引き伸ばして校内に張ったらどうかというような話をしてきました。そうして、自分たちの学校をまた違った目で見るといった機会を与えてくれるような先生がいることと、それからまた、そうした雰囲気が学校の中にあるということは大変すばらしいと思いました。こちらの体育祭のお礼状をいただきましたけれども、それにも大変思い出に残るようなワンシーンをカットしたものが大きくプリントされて入っていました。

それから、道徳教育で行った中学なんですけれども、同じく体育祭の後のシーズンだったということもあるんですけども、クラスがいろいろなことで表彰をされているんですけども、その表彰状のコピーとクラス全体の写真を、こちらは学校の先生ではなくて保護者の方がクラス全員の分をつくって配ってくれたということで、授業の後に廊下にいた私たちのところへ飛んできて、「これ、見て見て見て見て」ということで生徒たちがアピールしてきたんですね。いかに生徒たちが正当にというか、評価されることを喜んでくれるか。やっぱり子どもたちというのは、すごいね、やったねということを形にあらわしてもらおうと非常に伸びるんだなということも、また具体的に感じてまいりました。

最後は、指導主事訪問で行った小学校なんですけれども、大変若い先生が多い小学校だったんですけども、その授業が、若い先生の授業がとても生き生きとしていて、また、熱意のあるものですばらしいなと思ったんですけども、それというのは、やはり年長の先生方の指導が、サポートがしっかりしている。そういうふうに先生方がとても元気のいい学校であると、学校全体の雰囲気もとてもよくて、子どもたちがまた生き生きと、

伸び伸びと活動ができているということで、本当に先生方の活力というのは大切だなということを感じて帰ってきました。

以上3点、印象に残りました。

名取委員 私も中学校の指導主事訪問に行ってきたときなんですけれども、この学校はほとんどの教科が少人数形式で、1クラス2分割という形で、音楽でも美術でも技術・家庭でも、ほとんど人数を半分ずつに分けて授業をしておりました。ほかの支援TTということで、手のあいている先生がまたクラスに入って、一緒になって勉強を教えているという形をとっておりました。とてもきめ細かい指導ができているので、生徒たちにとっては自分がわからないことを教えてもらったりして、とても和気あいあいとした授業の中で行われていると思いました。見ている私もとてもうらやましく感じました。先生方もとても協力的で、一致団結をしている学校だなということを感じて帰ってまいりました。

それから、道徳授業なんですけれども、小学校の場合は、やはり道徳の授業の後の意見交換会にとっても工夫されておりまして、親と子どもと一緒に帰ってしまうということなので、3時間目、4時間目を子どもたちは体育館で映画を見るということで、保護者は分科会ということで、それぞれクラス、いろんな分科会のテーマに分かれて教室で話し合いをしていました。これは先生が主体で、先生が司会進行をしておりました。もう1つの小学校は、意見交換会はPTAが主催ということで、やはり分科会という形なんですけれども、体育館で幾つかのテーマに分かれまして、保護者の方が司会進行をしておりました。それぞれの学校がとても参加人数が多くて、130人や150人ぐらい参加をされていて、とても活気のある分科会だったと思います。保護者が主催でやっているのは教育懇談会という形で、もう7回目になるそうですね。その間、保育ボランティアという方もいらして、図書室で子どもたちの何人かを預かって、50人ぐらいの子どもたちがそこで遊んでいまして、預かり保育というんですか、小さい子たちのことを面倒見ておりました。

それから、中学校ですが、やはり意見交換会というのはとても人数が少なくて、ある保護者から、とても参加者の少ないことに驚いて、道徳の授業を保護者がとても軽く見ているのではないかという意見もいただきました。

委員長 どうもありがとうございました。各委員から道徳授業地区公開講座に参加しての、後の持ち方のことでの幾つか発言があったんですけれども、指導課としては、今後、これらの活性化についてはどのようなお考え、いろいろ工夫はされていると思うんですけれども、もしありましたら。

指導課長 それぞれの学校で保護者に残ってもらえるような工夫をしておるところでございますけれども、今、各委員からお伺いをいたしました事柄等を、また、それぞれの学校にフィードバックしながら、より一層残ってもらえるような工夫と一緒に考えてまいりたい、このように考えております。

委員長 それから、先ほど学校教育部長からの報告の中で、特に車通勤の採択の取り扱いの質問についてのお答えがあったわけですが、本当に今部長がおっしゃったように、そういう特殊事情がございますので、それぞれのレベルのいろいろな場で都への働きかけもまたぜひお願いをしていただきたいな、こんなことを私の方からもお願いをしておきたいと思っております。

ほかにはございませんか。 では、以上で月間活動報告を終了いたします。

日程第2、議案審議事項に入ります。

議案第22号 町田市教育委員会文書管理規程の制定についてを審議いたします。

教育長より提案理由の説明をお願いします。

教育長 議案第22号は、町田市教育委員会文書管理規程の制定についてでございます。

本件ですが、ことしの4月1日から全庁的に総合文書管理システムが導入され、電子決裁が可能となったことに伴い、文書管理について必要な事項を定めるものでございます。

従来も文書取扱規程というのがございましたが、今回の文書管理規程を制定することに伴いまして、従来の取扱規程については廃止をするということでございます。主には、電子決裁が可能になったというふうなことで大幅な改正を必要とするというふうなことで管理規程をつくったものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かありましたらどうぞ。

井関委員 これは「町田市教育委員会」と書いてありますけれども、市長部局との差というのはあるのでしょうか。もうほとんど同じと考えてよろしいのでしょうか。

学校教育部参事 教育委員会には文書に関する規程が2つございます。ここに書いてございますように、教育委員会の事務局と教育委員会の教育機関に関するものと、さらに学校だけは別の文書規程を定めてございます。今回の規程につきましては、市長部局とほとんど同様の内容で決められておりまして、運用面につきましても、ほとんど市長部局と同様でございます。

岡田委員 最近、こうした電子文書というのは、とても世の中の流れなんですけれども、情報が流出したとか、いろいろなそういったことがニュースでもありまして、もちろん町田市としてもそうした対策はとられていると思うんですが、簡単にご説明していただきたいというのがまず1点。

それからもう1つ、ここを今見ましたら、第37条の「歴史的・文化的資料の保存」というところに、「総務部総務課長が認めたときには、別に保存し、必要に応じて公開することができる」と書いてあるんですけれども、この場合の保存する場所に関しては、町田市の場合ですと、社会教育委員ですとか、あとはまた文化財保護委員の方ですとか、そうしたところに相談をするのかどうか、その点をちょっと確認したいと思います。

学校教育部参事 まず、情報の流出につきましては、町田市、特に情報の中でも個人情報につきましては非常に神経を使うところでございますが、ご存じのように、ことしの4月から、国の個人情報保護法が定められました。町田市では、以前から個人情報保護条例に基づきまして、各業務ごとにきめ細やかな形で、個人情報の扱い、そういったものについては登録制をとってまいりまして、すべての事業について個人情報については登録制をとっているということで、運用面ではほかの自治体に比べてもまだまだ進んだ形でやっているのかなというふうに認識しております。

それからもう1つ、「歴史的・文化的資料の保存」でございますが、これについては、今回特にこれを入れたわけではございませんが、従来からの行政的な資料でも、一定期間過ぎたものについては、保存年限が過ぎたら直ちに廃棄するというのではなくして、もう1度見直して、将来必要なもの、そういったものが予測されるものについては保存していきましようということで、幾つかの課でそんな会議を持ちながら保存に努めているところでございます。

学校教育部長 1点補足しますと、ネットワーク上の関係で申し上げますと、セキュリティポリシーを町田市としても定めておりまして、それに基づいた管理が行われていると。システム上もそれに対応した内容になっているということであります。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第22号 町田市教育委員会文書管理規程の制定については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第23号 感謝状の贈呈についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第23号は、感謝状の贈呈について同意を求めるものでございます。

贈呈先ですが、1ページ目でございますように、町田市文化財保護審議会委員として8期16年にわたり貢献をされました梅木仙隆先生でございます。文化財の保護と活用に貢献をされたということで、教育委員会感謝状（贈呈）事務取扱基準第2(1)に基づき、感謝状を贈呈するものでございます。

感謝状の文章については2ページの方に記載をさせていただきました。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第23号 感謝状の贈呈については、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第24号 町田市立博物館運営委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いいたします。

教育長 議案第24号は、町田市立博物館運営委員会委員の委嘱に関し同意を求めるものでございます。

本件につきましては、ことし6月30日付をもって任期満了となるため、町田市立博物館条例第4条の規定に基づき、委員として委嘱するものでございます。

任期につきましては2年間ということで、2007年6月30日まででございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思いますと思いますが、「運営委員会委員候補者名簿」となっておりますが、お名前が一番左に、それから、それぞれの区分、小学校長あるいは学識経験者、中学校長、それから新再ということで、再任あるいは新任というようなことで、今回10名ですが、新任の委員さんは2番目、3番目に書かれていますが、お2人の委員さんでございます。あと、備考欄に、それぞれ現在の職業だとか、そういうものの記載をさせていただきました。

委員長 以上で説明を終わります。

これより質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 新しくなられる新任の方が学識経験者ということで、博物館の運営ですので、もしできれば、ご専門というか、どちらの方の研究をされているのかということをお教えいただきたいと思います。

博物館副館長 2番目の小瀬康行先生、学識経験者、東京家政学院大学助教授、この先生は博物館学がご専門で、そのほかに考古学の方と併任でなさっています。3番目の武蔵野美術大学教授の神野善治さんは民俗学がご専門で、前の文化庁の民俗関係の文化財調査官の仕事をなさっていました。

委員長 再任の方はみんなご存じですか。

岡田委員 何年か前に説明をしていただいたので、家に帰れば資料があるんじゃないかなと思います。

博物館副館長 説明しますか。

委員長 では、説明していただけますか。

博物館副館長 1番目の伊藤先生は、市立藤の台小学校長です。2番、3番目は今お話ししたとおりです。その次の田中光成さんは、これはありていに申し上げれば、博物館の地主さんと言ったらいいでしょうか ということになります。その次の田邊三郎助は当館館長です。その次の玉蟲敏子 サトコさんと読みます。武蔵野美術大学教授、これは以前、静嘉堂文庫美術館の学芸員の方で、現在は博物館学と日本の近世絵画史がご専門です。その次の西本周子先生、これは相原にあります東京家政学院大学の前の教授です。以前は三井文庫の美術館におられて、日本の近世美術がご専門です。その次の濱田隆先生は、玉川学園に在住ですけれども、前の山梨県立美術館の館長、その前は奈良の国立博物館の館長とか、文化庁の監査官なんかをお務めです。ご専門は中世の仏教絵画です。その次の三橋國民さんは、市内在住の金属工芸で有名な先生です。最後が、宮川先生は市立つくし野中学校長ということになります。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第24号 町田市立博物館運営委員会委員の委嘱に関し同意を求めることについては、原案どおり同意することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり同意することに決しました。

議案第25号 町田市青少年施設ひなた村条例施行規則の一部を改正する規則についてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第25号は、町田市青少年施設ひなた村条例施行規則の一部を改正する規則についてでございます。

本件につきましては、ひなた村利用者の利便性の向上を図るために、現在、毎週火曜日が休館日となっておりますが、これを来年4月1日以降、毎月第1、第3火曜日が休業日ということで、第2、第4の火曜日については開くという内容のものでございます。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。

岡田委員 これはもちろんサービスの向上ということでいいんですけども、この件についての市民の方へのお知らせは、いつごろからどういう形でされるか、今もう既にご検討されていますでしょうか。

ひなた村所長 カリヨンホールの貸し出しが半年前ということで、きょうお出しをして、来年の1月1日から施行ということになります。ですので、7月から受け付けますので、そのときからPRをしていきたいと思えます。

岡田委員 媒体は広報紙……。

委員長 市の広報紙ですね。

ひなた村所長 はい、そうです。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第25号 町田市青少年施設ひなた村条例施行規則の一部を改正する規則については、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり可決することに決しました。

議案第26号 町田市大地沢青少年センター運営委員会委員の委嘱(解嘱)の臨時専決処理に関し承認を求めることについてを審議いたします。

教育長から説明をお願いします。

教育長 議案第26号は、町田市大地沢青少年センター運営委員会委員の委嘱(解嘱)の臨時専決処理に関し承認を求めるものでございます。

本件ですが、大地沢青少年センター運営委員会設置要綱に基づき委嘱をしておりました委員の辞職に伴い、後任委員を委嘱するため臨時専決処理いたしましたので、本日、教育委員会で承認を求めるものでございます。

新たになられる委員の任期ですが、前任委員の残任期間ということで、2006年5月31日まででございます。

2ページ目をごらんいただきたいと思いますが、6月1日付でそれぞれ選出区分、財団法人相原保善会から選出をされました委員3名の方、青少年委員1名の方、これが新たに委嘱をすると。下の方の段ですが、それぞれ相原保善会、青少年委員から選出をされています計4名の方を5月31日付で解嘱をするという内容のものでございます。

どうぞよろしく願いいたします。

委員長 以上で説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございますか。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。議案第26号 町田市大地沢青少年センター運営委員会委員の委嘱（解嘱）の臨時専決処理に関し承認を求めることについては、原案どおり承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

委員長 ご異議なしと認め、原案どおり承認することに決しました。

請願が3本提出されております。

請願第12号 公民教科書採択に関する請願を上程いたします。

教育長より、願意の妥当性、実現性、その他についての説明をお願いいたします。

教育長 請願第12号でございますが、請願の要旨については、お手元に請願書がございます。4点ございます。それぞれにつきまして、教育委員会の考え方を順次申し上げます。

まず1点目ですが、中学校教科用図書の採択に当たっては、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、採択に必要な事項の協議を町田市立中学校教科用図書調査協議会に依頼をいたします。調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会に報告をします。町田市教育委員会は、こうした手続にのっとり、教科用図書調査協議会の報告等を参考にして、みずからの責任と権限において、公正かつ適正に採択をいたします。

2点目、3点目ですが、調査研究する際の観点については、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜の4観点を教育委員会として示しております。それらは、その具体的項目に示しているように、学習指導要領の目標や内容を踏まえているか、内容の取り扱い

に配慮しているかといった学習指導要領の教科目標の踏まえ方はもちろんのこと、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさ等、基礎基本を確実に身につける、また、生徒の主體的な学習や課題解決学習を進めるといった学習指導要領全体にかかわることも重要な判断基準としております。

4点目ですが、採択を行う当日の教育委員会は公開されているとともに、議事録も開示対象としております。

次に、願意の実現性、妥当性でございますが、本請願の趣旨や請願理由にある権利と義務、自由と責任、歴史上の課題と、それらを改善しようとする姿勢、こういうものにつきましても社会全体にとっても重要な視点であるというふうに考えております。しかし、教科書の採択は全教科において行われることから、また、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、既に調査研究が始まっていることから、現時点で特定の教科について選定基準以上の詳細な基準の設定を求められたり、選定基準に基づいて記載されるであろう内容のよしあしについて現時点で判断や感想を求められても、対応できるものではないというふうに考えております。

また、教科書採択の当日は公開された場で協議されることもあり、改めて個々の教育委員に採択理由を説明したりするというようなことは予定しておりません。

町田市教育委員会といたしましては、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に示されている手続にのっとり調査研究を進め、その調査研究報告書を開示対象としたり、採択の際の協議を公開したりすることで説明責任を果たせるものと考えております。したがって、本請願は不採択すべきものというふうに考えております。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。 以上で質疑を終了いたします。

お諮りします。請願第12号に対する教育長の説明は不採択であります。請願第12号を不採択にすることにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第12号は不採択と決定いたしました。

請願第13号 中学校教科書採択に関する請願を上程いたします。

教育長より、願意の実現性、妥当性、その他についての説明をお願いします。

教育長 請願第13号の請願要旨に対する教育委員会の考え方を申し上げます。

第12号とほぼ同様でございますが、中学校教科用図書の採択に当たっては、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、採択に必要な事項の協議を町田市立中学校教科用図書調査協議会に依頼をいたします。調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会に報告をいたします。

その際の調査研究の観点については、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜の4観点を教育委員会として示しております。それらは、その具体的項目に示しているように、学習指導要領の目標や内容を踏まえているか、内容の取り扱いに配慮しているかといった学習指導要領の教科目標の踏まえ方はもちろんのこと、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさなど、基礎基本を確実に身につける、また、生徒の主体的な学習や課題解決学習を進めるといった学習指導要領全体にかかわることも重要な判断基準としております。

これらの報告を受けて協議し、各教科の教科用図書の採択を行う当日の教育委員会は、公開されているとともに、議事録も開示対象としております。

次に、願意の実現性、妥当性でございますが、本市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱に示されている手続にのっとり行われ、その際の検討協議に関する資料はすべて開示対象となっております。しかし、教育委員会として調査研究の観点は示してはいるものの、各学校や教科用図書調査研究委員会、教科用図書調査協議会から報告される文書の内容について、本請願の趣旨にある「簡単な比較表ではなく、採択の基準となった箇所がより詳細に市民に理解できる資料」という文言での規定はしておりません。また、公開された場で協議する採択当日の教育委員会においても、また、その後においても、そうした資料を特別に作成するという事は考えておりません。

町田市教育委員会といたしましては、要綱に示されている手続にのっとり資料を開示対象とすること、並びに採択の際の協議を公開することで説明責任を果たせるものと考えております。したがって、本請願は不採択とすべきというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

岡田委員 改めて確認するまでもないことなのかもしれませんが、町田市の教育方針というものがありますので、町田市の教育方針は町田市立小・中学校教科用図書採択要綱の中で十分に審議されて、その中で生かされているということで判断してもよろしいの

でしょうか。

教育長　そういうふうに思います。

委員長　確認ということですね。

岡田委員　はい。

委員長　ほかにございますか。　　以上で質疑を終了いたします。

請願第13号に関する教育長の説明は不採択でございます。請願第13号を不採択にすることに決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　ご異議なしと認め、請願第13号は不採択と決しました。

請願第14号　中学生用教科書採択についての請願を上程いたします。

本請願につきましては、請願者から口頭による意見陳述の申し入れがございます。その取り扱いについてお諮りいたします。請願者に10分という範囲内で意見陳述を許可したいと思っておりますが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長　ご異議なしと認め、請願者に10分の範囲で意見陳述を許可いたします。

休憩いたします。

午前10時47分休憩

---

午前10時48分再開

委員長　再開いたします。

川幡請願人　南地区教育懇談会の川幡と申します。

中学生用教科書の公民と歴史について、今、社会的に問題になっておりますので、問題視されています扶桑社というところの出版社のものと他社のものを比較する形で、私、3度、閲覧に行っていました。実物を見た上で、扶桑社版について、私が大いに問題ありと判断した部分を発表させていただきます。もちろん、私個人の見解でございますけれども、請願といえますのは個人の見解を訴えていい場所と聞いておりますので、言わせていただきます。細かく取り上げればもっともっと本当は問題があると思っているということを申し添えて、具体的なお話に入らせていただきます。

採択の要旨と理由につきましては、添付されましたこの文書をお読みいただきたいと思っておりますが、これをあえて読み上げることはいたしません、別の文書をつくってま

いりました。

まず、公民教科書、1、他国の脅威、領土問題についての記述内容が非常に多く、思春期の青少年の敵対感情をあおるような刺激的すぎる、感情的な文章で記述されている。2、国旗、国歌、天皇制のあり方などについて国内にまださまざまな議論があるにもかかわらず、一方的な見解による記述のみを感情的な文章で掲載し、公平性、客観性に欠けている。一方向へ誘導しようとしていることが余りにも明らかである。3、日本という国家にかかわるような規模の大きな深く難しい問題についての記述分量、割合が非常に多く、経済、環境、福祉など地域社会や身近な生活に関するような記述の分量、その割合が非常に少ない。4、大日本帝国憲法についての評価、その制定の過程などについて、他社のものすべてでは民主主義に反する部分の問題点を指摘しているのに、扶桑社版のみが称賛し、他社版と全く正反対であり、また、元帥としての天皇についての解釈が意図的であり、異質である。5、現日本国憲法については、その制定の過程について、扶桑社版のみが押しつけられたことを強調し、内容についてもコラムなどで執拗に疑問を呈し、その改定の必要性を説いている。今まだ憲法改正論議の最中であるのに、このような方向性の書き方は行きすぎであり、意図的に一方向へ誘導していることが明らかである。6、日米安保条約について、他社版ではその問題点についても言及しているのに、扶桑社版では問題点については全く取り上げず、好意的な評価のみ記述し、偏っている。7、自衛隊の職務、特に海外派兵などについて国内にさまざまな議論があるにもかかわらず、当然の事象であるように肯定的にのみ記述し、また、国防が自衛隊の任務と憲法解釈にもかかわるような文言を断定的に記述している。

次、歴史教科書について。1、神話の掲載方法が教科書本文と紛らわしい。また、記述内容が史実と混濁しやすい。日本文化紹介を目的とし、物語として中学生に読ませるための記述としては内容が幼稚である。2、天皇についての記述が他社版と比べ余りにも異質である。また、分量も多い。特に第2次世界大戦との関連についての記述が感情的すぎ、ある部分は誇張され、また、ある部分は扶桑社独自の見解によって他社版と全く違った記述がされている。一方向に誘導しようとしていることが余りにも明らかである。3、日本が勝利した日清戦争、日露戦争についての記述は、戦争を美化して描写し、まるで戦記物の小説のような興奮ぎみの文章で、戦意を高揚させるようでもあり、思春期の青少年に与えるのに不適切と思われる。4、太平洋戦争を大東亜戦争と記述し、また、終戦の決定を「聖断下る」と記述するなど、旧日本軍的な文言、表現を用いている。5、日本は世界で

唯一の被爆国であり、その後の世界に与えた影響も大きい事象であるのに、広島、長崎の原爆投下についての基準が異常に少ない。6、戦時中の民衆の置かれた悲惨な状況、被害のありさまについてはほとんど掲載されていない。戦う兵士、耐える民衆をたたえることで無理に美化し、戦争の悲惨さを隠し、ごまかしている。7、開戦のきっかけをつくったのは敵側であるかのように書き、南京事件など日本軍の悪行については、その真偽に疑問を呈し、またはほとんど記述していない。例えば従軍慰安婦、強制連行、その他いろいろですけれども。反面、ゾルゲ事件など、他社では記述していないような事件をわざわざ取り上げ、説明している。それはまるで、戦争の行い方、方法論を云々するような記述であり、歴史教科書に載せるべきものとは思われない。日本軍がアジア諸国の独立運動に貢献したかのような表現で戦争の方向をあらわしているが、それは戦争という行為の戦略によるところ、または結果的な副産物であり、それをもって戦争を正当化するには当たらない。加害国側がそのような主張をするのは問題ありと考えます。8、「やってみよう」というコーナーなどで生徒に提案する学習内容、考察の仕方などが、扶桑社の言うところの大東亜戦争の正当化をもくろんだと思われるもの、また、現憲法がGHQにより押しつけられたことを誘導するため、導き出すためであるものなどがあり、意図的であり、問題である。

具体的な問題点についての指摘はこれまでなのですが、私は、扶桑社の記述がすべて間違っている、うそであると言うつもりではなく、その時代の国民、個人レベルでは確かにそのように考えていた人もいたであろうことは承知しております。例えば私の尊敬するおじ、元海軍の中尉であります。彼は虐殺をしたことなどありません。日本人の軍人は皆虐殺を行ったわけではないことなどは承知はしております。しかし、それはそれぞれの日本人個人個人のことであり、国家というレベルで語るとき、国民それぞれが純粋で善意の人だったことは何の言いわけにもなりません。国という組織がどのような意図を持って動いていたか、そういうことが重要です。

日本にとって都合のいい解釈、一面のみを記述することは、世界、特に被害を受けた国々の方々には受け入れがたいものだと考えられます。ですから、扶桑社の主張するところを教科書に記述すべきこととは考えられません。愛国心を育てるために光の部分だけを見せよという主張があるようですが、果たしてそうでしょうか。自分のよいところだけを見せ、悪いところは言いわけし、人のせいにする父母を子どもは尊敬するでしょうか。ご都合主義、自己中心主義でつくられた愛国心は、いずれ世界を知った段階で不信に変わる

でしょう。あるいは愛国心の余り、他国、特に被害国である中国、韓国、朝鮮などに敵対心を抱くようになるかもしれません。

戦争を実際に体験した世代は年々少なくなっています。実際に体験していない人間が戦争を語る時、それは妄想的、空想的なものとなりかねません。だからこそ、それを語り継いでいく私たち、そして子どもたちには、より正確な事実を知ること、客観的な評価を知ることが必要としていると考えます。

扶桑社の記述は、愛国心を育てるためという目的により自国の歴史を美化し、都合の悪い部分は隠し、理由をつけて言いわけしています。また、天皇を礼賛し、偶像化し、日本の最も誇るべき存在、文化が天皇制であるかのように記述しています。日本という国家は、二度と盲目的な個人崇拜によって一方向への誘導をされるようなことがあってはなりません。個人崇拜をすり込もうとする教育は、まるで近隣の独裁主義国家のそれを連想させ、危険な傾向と考えております。国が中心とするべきは国民1人1人であり、天皇はその国民の象徴として、また、代表者としての存在ではないでしょうか。平成の天皇、皇后両陛下はサイパン島をご訪問されるなど、本当にすばらしいお人柄と敬服いたしております。難しいお立場で命がけで慰霊の旅に出られ、並々ならぬご覚悟であろうと、私個人としては敬愛の念を感じておりますが、敬愛させることを目的とした感情的な記述を教科書においてすべきではないと考えます。天皇に対する敬愛は、国民が個人の心の中で持てばよいものであると考えます。天皇陛下のお人柄がすばらしいということは、それは陛下個人の問題であって、天皇制という制度がすばらしいという結論とは混同すべきではありません。国民は天皇制という制度に対する疑問を持つのも自由であると考えます。国民の心は自由であるべきです。

重ねて申し上げます。扶桑社版の記述は、国、天皇に対する記述が感情的すぎ、冷静さを欠き、全体主義、軍国主義的な方向に誘導しています。扶桑社版を採択することはおやめいただきたい。日本には世界に誇るすぐれた文化がいろいろあります。愛国心はもっと違った教育の行い方で十分培うことができると私は考えております。

長々と本当にすみませんでした。私たち南地区教育懇談会は、中学生を持っている父母の団体でございます。ご検討のほど、よろしく願いいたします。

以上です。ありがとうございました。

委員長 休憩いたします。

午前10時58分休憩

---

午前10時59分再開

委員長 再開いたします。

ただいまの請願第14号の願意の実現性、妥当性、その他について、教育長から説明をお願いいたします。

教育長 請願第14号でございますが、今、意見陳述がございましたが、いただいております請願書に基づきまして、まず申し上げます。

請願の要旨は4点ございます。教育委員会の考え方を申し上げます。

先ほどの第12号、第13号と同様でございますが、まず1点目、中学校教科用図書の採択に当たっては町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、採択に必要な事項の協議を町田市立中学校教科用図書調査協議会に依頼します。調査協議会は、教科ごとに専門的な調査機関として設置する教科用図書調査研究委員会の報告、各学校の報告及び教科書展示会における保護者、市民の意見を総合的に検討協議し、教育委員会に報告します。町田市教育委員会は、こうした手続にのっとり、教科用図書調査協議会の報告等を参考にし、みずからの責任と権限において、公正かつ適正に採択いたします。

2点目、各教科担当教諭の意見は、各学校においては教科ごとに調査研究を進める学校調査研究報告書として、また、教科ごとの専門的な研究機関として組織された教科用図書調査研究委員会においては、各教科ごとの報告書としてそれぞれ提出され、教科用図書調査協議会の検討協議の際の参考となります。当然ながら、社会科についても他教科と同様の手続を踏まえることとなります。

3点目、4点目ですが、採択の候補となっている教科書は、いずれも文部科学省が行っている検定制度に合格したものであり、町田市教育委員会といたしましては、検定制度に合格したすべての教科書を採択の候補として考えております。採択に向けて検討協議する際の観点については、内容、構成・分量、表記・表現、使用上の便宜の4観点を教育委員会として示しています。それらは、その具体的項目に示しているように、学習指導要領の目標や内容を踏まえているか、内容の取り扱いに配慮しているかといった学習指導要領の教科目標の踏まえ方はもちろんのこと、生徒にとってのわかりやすさ、教師にとっての学習展開のしやすさ等、基礎基本を確実に身につける、また、生徒の主体的な学習や課題解決学習を進めるといった学習指導要領全体にかかわることも重要な判断基準としております。

次に、願意の実現性、妥当性でございますが、本市の教科書採択は、町田市立小・中学校教科用図書採択要綱にのっとり、全教科で行われ、既に研究が始まっております。現時点で特定の教科について選定基準以上の詳細な基準の設定を求められたり、選定基準に基づいて記載されるであろう内容のよしあしについての判断や回答を求められても対応できるものではございません。

それから、先ほど意見陳述がございましたが、これは意見陳述者もお話をされているように特定の教科書会社扶桑社を批判されているものでございます。したがって、本請願を採択することは、これから行います教科書採択に向けて予断を与えかねない、あるいは疑義を抱かせることとなりますので、本請願につきましては、不採択すべきものというふうに考えます。

委員長 以上で教育長の説明は終わりました。

これより質疑に入ります。何かございましたらどうぞ。

名取委員 私たち教育委員としましては、社会科の教科書だけではなく、すべての教科書において、現場の教職員の声でありましたり、市民の声、保護者の声に十分に耳を傾け、公正に、適正に採択したいと思っています。

本請願の回答ですけれども、教育長の説明のおっしゃるとおりで、本請願は不採択でよろしいと思います。

委員長 ほかにございますか。 以上で質疑を終了いたします。

請願第14号に対する教育長の説明は不採択であります。お諮りいたします。請願第14号を不採択に決してご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

委員長 ご異議なしと認め、請願第14号は不採択に決しました。

休憩いたします。

午前11時4分休憩

---

午前11時10分再開

委員長 再開いたします。

日程第3、報告事項に入ります。

お手元の資料に8番まで書いてありますが、9番に博物館から、10番に市民大学からそれぞれ報告がございますので、追加をしておいてください。

では、いつものように順に報告をしていただいて、市民大学が終わってから質疑に入ります。学務課からお願いします。

学務課長 1番の町田市就学援助費支給要綱の一部改正についてご報告申し上げます。

本件は、9月から中学校の給食の実施に伴いまして、中学校生徒、保護者に対する援助支給費目に給食費を加えるため、支給要綱を一部改正いたします。

なお、それにあわせて、語句も一部整理させていただいております。

内容につきましては2ページでございます。2ページの方で書いてございますが、給食費は小学校だけでしたが、これを小・中学校という形で給食費の方の項目を変えてございます。

指導課長 それでは、本年1月に全都の小学校5年生と中学校2年生を対象とした児童・生徒の学力向上を図るための調査の結果について、去る6月9日に都教委から発表がございましたので、お手元の資料に沿ってご報告申し上げます。

資料でございますが、1枚目に、私どもの方から市立小中学校長に授業改善推進プランの作成についての依頼文書をつけてございます。

2枚目以降が本市の小学校、中学校の結果の概要でございます。

本調査でございますけれども、平成16年度児童・生徒の学力向上を図るための調査という名称でございます。東京都教育委員会が児童生徒の学習の充実向上に寄与する、また、結果の分析に基づいた教師の授業改善を目的として実施するものでございます。49の区市の公立小学校、1342校の第5学年児童を対象として、国語、算数、社会、理科の4教科、公立中学校651校の第2学年生徒を対象として、国語、数学、英語、社会、理科の5教科で実施をいたしました。それぞれの教科の設問は、学習指導要領に示された内容と児童生徒指導要録に示された学力鑑定への位置づけをして出題されておるものでございます。

なお、本年度につきましては、学習に関する意識調査というものもあわせて実施をされたところでございます。

また、本調査の結果につきましては、あらかじめ指標となる数値等が示されておりません。便宜的に全都の平均値を比較の対象として申し上げますことをご了承いただければと思います。

では、本市の結果の概要についてご説明を申し上げます。お手元の資料の2枚目をごらんいただきますと、本市、昨年度39校ございまして、3294名の第5学年児童を対象として

調査をいたしました。全体といたしましては、各教科の平均正答率は、1でございますけれども、社会科が全都の平均値を上回りましたものの、他の教科は平均値を下回っております。

各教科について申し上げます。国語でございますけれども、平均正答率は全都平均値を0.7%下回りました。資料の方でございます内容ごと、観点ごとのデータもすべての観点で全都の平均正答率を下回っております。特に書くこと、読むことにつきましては、全都平均値との差が1%ほどございます。読書や会話、対話を通して実際に使うことのできる語彙を豊かにすること、あるいは日常から書くことの指導を工夫していくということが課題となるというふうに考えております。

次のページでございます。算数でございますが、平均正答率は全都を1.7%下回ってございます。また、内容ごと、観点ごとに見ましても、すべてで全都の平均値を下回っております。特に内容ごとのうちの数量関係につきましては、都の平均値も50%を割っておることがございまして、本市におきましても、この点については指導していかなければいけないと。また、観点について、数学的な考え方、60%台の正答率でございます。これから考える活動を大切にする授業を心がけること、図形や数を多面的に見て、さらに力を伸ばしていくような課題を与えていくこと、これが課題であるというふうに考えております。

次のページをお願いいたします。社会科でございますが、平均正答率は全都平均を0.3%上回りました。内容ごと、観点ごとにもすべて都の平均値を上回るか、ほぼ同等の結果でございます。特に社会的事象への関心・意欲・態度の観点につきましては92.7%と高い結果を示しております。今後、資料を関連させて社会的事象の意味や特色をとらえたり、学んだことを図表にまとめたりして、確かな理解を促すための教材開発、指導法の改善というものを課題としてまいりたいというふうに考えてございます。

理科でございますが、平均正答率は全都平均を0.4%下回っております。内容ごと、観点ごとには、内容のうち、物質とエネルギーが1.4%全都平均値を下回ったほかは、ほぼ同率でございます。しかしながら、観点の観察・実験の技能・表現は全都の結果でも67.3%と他の観点と比較して低い値でございます。今後、本市におきましても、観察・実験を重視した授業展開の中で、科学的な考え方や知識・理解の確かな定着を図る、このことが課題であるというふうに考えております。

次に、中学校について申し上げます。1枚おめくりをいただきまして、20校、2615名の

第2学年生徒が対象でございました。全体といたしまして、全教科で全都の平均値を上回る結果を示しております。

教科別に申し上げます。国語でございますけれども、平均正答率は全都を0.4%上回っております。内容ごと、観点ごとにはほぼ全都平均と同等の結果でございますが、観点の国語への関心・意欲・態度につきましては、昨年同様、全都平均を下回っております。引き続き、生徒の関心や意欲を生かして力をはぐくんでいく指導法の工夫が課題であるというふうに考えております。

次のページで、数学でございますが、全体の平均正答率は全都を0.2%上回っております。全都でも本市でも数学は5教科の中で最も低い平均値を示しております。特に数学的な見方や考え方、数量、図形などの知識・理解の観点は、それぞれ全都で59.8%、55.6%との結果であり、具体から抽象へと見方、考え方を深める指導の工夫や、基礎的な概念や原理・法則を理解させ、定着を図る指導の充実が課題となると考えております。

次のページでございますが、英語でございます。全体として平均正答率は全都を2.1%上回りました。内容ごと、観点ごとに見ましても、すべてが全都平均を上回っております。特に本市のコミュニケーションへの関心・意欲・態度の観点は90%を超える正答率でございました。今後、教材の工夫やコミュニケーション活動を活用した指導方法の工夫によって、一層の学力向上を期待してまいりたいというふうに考えております。

1枚おめくりをいただきまして、社会科でございます。平均値は全都を0.8%上回っております。内容ごと、観点ごとにもすべてが全都平均を上回ったところでございます。特に観点のうちの関心・意欲・態度、資料活用の技能・表現が高い値を示しております。今後は、こうした高い関心や意欲を生かした教材開発、指導法の工夫を課題としてまいりたいというふうに考えております。

理科でございますが、全都平均を2.2%上回っております。内容ごと、観点ごとにもすべてが全都平均を上回っております。しかしながら、この理科の平均正答率自体が67.1%、これは5教科の中で2番目に低い結果でございます。全都においてもそうでございます。本市においては、今後とも、観察・実験を基本にした授業を重視して、観察・実験の技能の確実な定着を図り、科学的思考や知識・理解の一層の向上を図ってまいりたいということが課題であるというふうに考えてございます。

以上、雑駁でございますけれども、学力向上を図るための調査の結果をご報告いたしました。今後、こうした教育委員会としての分析をもとにいたしまして、各学校ごとに自校

の調査結果を分析して授業改善に生かしてまいります。改善プランにつきましては、資料1にございますように、市立の全小中学校から報告を受ける予定でございます。

社会教育課長 社会教育課から2点ほど報告いたします。

1点目は、自由民権資料館の館内の燻蒸に伴いまして、7月8日から14日、休館いたします。ただ、7日から16日まで常設展は閉鎖しますが、閲覧室については、7日、15日、16日は利用できますということでございます。

2点目ですけれども、夏休み子どもフェアです。お手元に冊子がございますが、ことしも、夏休み期間中に、子どもたちを対象にしまして行う事業の情報を集めまして、有意義な夏を過ごせるよう、冊子を作成しました。ことしで6年目ですけれども、7月11日をめどに印刷、製本を進めていますが、お手元の冊子はその見本でございます。公立小学校全生徒に配布しまして、中学校へも希望者が手にとれるよう、置いていただきます。生涯学習部関連施設を初め各施設に配置して、作成部数は2万5000部です。作成につきましては、町田市文化・国際交流財団とことしも連携しまして、表と裏のカラー印刷のページは、町田市文化・国際交流財団の予算で作成し、それ以外は庁内印刷でございます。今年度は、特に新設された子どもセンターつるっこですとか、あるいは都立小山内裏公園、町田工業高校等の体験講座が加わりまして、昨年よりも若干事業数がふえております。

図書館長 6月に行われました蔵書点検の結果についてご報告いたします。

この表の見方でございますが、上段が不明資料数、下の段が蔵書数でございます。蔵書数につきましては、2004年以降は雑誌も含むという形になっております。

ことしの結果でございますが、不明資料が全体で2907点でございます。これは6月20日現在の数字でございますが、2004年の点検に比べて大分減っているように、半分以下というふうに見えるかと思いますが、実は2003年にはシステム更改のために蔵書点検を行っておりませんので、実際の比較は、2002年の結果と比較していただくと、そこよりも若干は下回っておりますけれども、一部の館で上回っている数字が出ております。とりわけさるびあ図書館については、蔵書規模でいうと中央図書館に次ぐ規模でございますけれども、ことしの結果は1444点ということで、ふえているという状況でございます。これは、特に同じような蔵書規模で金森図書館はBDS、貸し出し手続確認装置を導入しておりますけれども、さるびあ図書館の場合にはそれがいないために、やはり無断持ち出しといいますが、実際になくなっている不明資料数が多くなっているという状況がございます。全体で見ると減っているということは事実でございます。

博物館副館長 「東南アジアの壺」展の結果報告をいたします。

正式名称「東南アジアの壺 - 仮面とともに - 」展、会期が2005年4月26日から6月5日まででした。

開館日数、総日数が36日間、この間に総計2550人の入館者をいただきました。1日平均70.8人です。

なお、会期中の催し物として、当館臨時職員のロドリゲス絵津子氏によるギャラリートークを2回開催しております。

委員長 9番の時計も一緒に。

博物館副館長 あわせまして、来る7月12日から9月11日まで「町田市立博物館所蔵 時計 - 米原徹夫コレクション - 」展を開催いたします。

お手元の開催要項のとおりです。

開催趣旨のところをご説明いたします。

1992年2月、故米原徹夫氏のご遺族より、108点の時計が町田市立博物館に寄贈されました。今回初めて米原徹夫氏の収集された時計全点を公開いたします。

以下ありますように、108点のうち4点が置き時計、残りがいわゆる懐中時計ということになります。いささか少し前の寄贈資料ですが、これをすべて公開いたしたいと思えます。

なお、関連して、ポスターを500枚、チラシ5000枚を作成いたします。

担当は川松学芸員になります。

ひなた村所長 ひなた村から、第13回フレッシュコンサートの開催のお知らせをいたします。

来る7月10日10時から、ひなた村カリヨンホールで開催いたします。このコンサートは、市内の小、中、高校から希望者を募りまして、生徒が企画から準備、運営、演出まで一切開催するものでございます。今回は11校14グループの参加でございます。お時間のとれます方は、ぜひ激励に来ていただければと思います。

国際版画美術館副館長 「マルチプル・ショー展」の結果報告についてご報告いたします。

4月9日から6月12日に行われました。合計入場者数は4772人、有料観覧者数は2992人、無料観覧者数は1780人ということです。内訳としましては、やはり満65歳以上の入場者が少なかったということでございます。

社会教育課市民大学担当課長 町田市民大学HATS、2005年度後期講座の募集案内でございます。

後期講座の募集につきましては、7月11日の市の広報で募集を開始いたします。あわせて、市のホームページでも案内をいたします。講座につきましては、まちだ市民環境講座ほか5つの講座でございます。

委員長 それでは、ただいまから質疑に入ります。何か今までの報告事項で質問、その他がありましたらどうぞ。

井関委員 町田市就学援助費支給要綱というのが最初の方の報告にあったんですけども、その第6で、支給方法が「保護者が学校長の口座に振込みを希望するもの」というふうに変わって、前は学校長に委任するというような表現だったと思うんですが、校長先生が本当にこのお金を集めるのに苦労しているところがあると聞いていますが、これはこういうふうに変わった方がよりよかったとか、何かそういうような問題点があって変えたものなんですか、わかりますか。

学務課長 ご指摘のとおり、この関係につきましては、要綱上は直接ご本人にお支払いする形なんですけど、状況によりまして、学校長さんの方の口座に経費を振り込むという形にしております。したがって、現在、実際に合わせた形で改正をしたということでございます。

岡田委員 図書館の不明資料についてなんですけれども、やはりBDSが入っているところの方が全資料数に対する不明図書の割合から見ても圧倒的にいいということがわかるんですが、ほかの図書館、中央、金森以外の図書館でこれが導入される実現性というのはどのようなことになっていきますでしょうか。

図書館長 実は、地域図書館については特に地域に密着した図書館ということで、できるだけそういうものは入れたくないという方針で今まで来ていたわけです。ただ、金森図書館については規模も大きいということで、当初から導入いたしました。それで、そういう考えに基づきますと、さるびあ図書館も同様な条件にあるわけですから、今後、検討していく必要はあるというふうに認識しております。ただ、実際には費用との関係もございまして、ただ費用だけの問題ではなくて、やはり貴重な、特に地域資料、二度と手に入らないようなものがなくなっていくといったことについては考えなきゃいけないので、やはり検討はさせていただきたい、そういうふうに思っております。今のところ、それ以外の、さるびあ以外の地域館については、それほど深刻というふうには受けとめてお

りませんので、特にさるびあについては来年度に向けて検討していきたいというふうに思っております。

委員長 ほかにございますか。 ないようですので、以上で報告事項を終了いたします。

議案第27号は、非公開で審議いたしますので、関係者はお残りください。

休憩いたします。

午前11時32分休憩

---

午前11時34分再開

委員長 再開いたします。

別紙議事録参照のこと。

委員長 以上で第4回定例教育委員会を閉会いたします。

午前11時36分閉会